第19回 多様な職歴を通じた弁護士の職域の開拓

～国際司法支援、行政庁内弁護士、企業内弁護士

第二東京弁護士会会員/エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 木内 秀行 Kiuchi,Hideyuki

私は1995年に弁護士登録をしてから18年目の弁護士である。ここでは、18年間の間多種多様な職務に従事してきた私の歩みを記すことによって、弁護士の職域拡大の可能性を説いてみたい。

1　国際司法支援～カンボジア王国弁護士会支援プロジェクト

私は従前、渉外事務所と呼ばれる、英語または日本語を使用言語として企業法務を中心とする業務を遂行する種の法律事務所で、主として証券・金融に関する仕事をしていた。過去に米国での留学や米国の法律事務所での経験があったことから、その当時そうした経験を生かしたプロボノ活動ができないかと考えていたところ、2002年頃JICAと日弁連のジョイント・プロジェクトであるカンボジア王国弁護士会に対する司法支援のことを知り、事務監理として2002年9月から当該プロジェクトに参加した。

当該プロジェクトは、2002年から3年間の予定で、カンボジア王国弁護士会に対して、①弁護士養成校設置運営、②法律扶助制度構築、③弁護士に対する継続教育、④ジェンダー問題の4つについて支援を行うというものである。私は①の弁護士養成校設置運営を主として担当し、毎月一度行われるプロジェクト・ミーティングに基づき、2～3カ月に一度カンボジア王国に出張して弁護士養成校の運営・指導方法についてのアドバイスや、国際取引法のセミナーを行うなどの国際司法支援に従事していた。そのような活動に従事する中、英語を使って公益を図る仕事に興味を持つようになった。

2　外務省国際法局～EPA交渉に従事

そんな折、2005年12月頃、外務省がEPA(経済連携協定・二カ国間の貿易の自由化に関する条約)の締結交渉に法的観点から従事する弁護士を募集していることを知り、英語で公益を図る仕事をしてみたいと思っていた私はこれに応募した。するとトントン拍子に話が決まり、2006年7月～2008年6月まで外務省国際法局経済条約課にて、任期付職員としてEPAの条約締結交渉に従事することになった。

私の担当分野はサービス貿易、担当国はチリ、ブルネイ、インド、オーストラリア、GCC(ペルシャ湾岸の関税同盟諸国)、ASEANであった。相手国との条約締結交渉や内閣法制局審査は外務省ならではの仕事で、執務自体は大変であったが、交渉の結果が条約として結実し、日本と相手国との貿易の未来を規律するという役割に参加することにやりがいを感じた。また、事業を進める様々な立場の人たちとひざを突き合わせて知恵を絞り、頭から尻尾までまるまる案件の面倒を見る、という経験は初めてのものであり、その頃の仕事が組織内弁護士としての現在の私の骨格形成に役立ったと考えている。

3　企業内弁護士～プレイヤーの立場から

外務省で働いているうちに、法律事務所での弁護士と異なり、現場でビジネスを回していく人々の一員として、ビジネスの頭から尻尾まで関与して働くことに興味を覚え、引き続きインハウス・ロイヤー

として働くことを考えた。私は依然として公益に関連する仕事をすることを希望していたので、日本の産業や生活を支えるという意味で密接に公益と関連する石油会社である、昭和シェル石油株式会社で2008年12月から働くこととなった。

昭和シェル石油での仕事は期待通り公益と密接に関連する多岐にわたる仕事で、しかも外資系と国内系のカルチャーがうまくミックスされた興味深い職場であった。また、会社法、独禁法、知的財産権法、海事法など担当法分野も豊富で、担当領域も国内、国外を問わず、そこでの仕事は面白いものであった。

4　企業内弁護士〜プレイヤーとマネージャーの二足のわらじ

他方、そこでの役割は法律家としての専門的知見を提供するプレイヤーの役割であり、そこで働くうちに私はプレイヤーとともに、組織を管理・運営するマネージャーの二足のわらじを履いてみたいものだと思うようになった。

そこで当時弁護士のコンプライアンス本部長を募集していたばんせい山丸証券株式会社(現・ばんせい証券株式会社)に入社する機会を得、2009年10月からばんせい山丸証券株式会社のコンプライアンス本部長としてマネージャーとプレイヤーの二足のわらじを履くことになった。

もともと証券ロイヤーとしてのバックグラウンドがあったのでプレイヤーとしての困難はなかったが、マネージャーの体験は初めてである。そこでは「本気で組織の実力と構成員の能力を伸ばすこと」を考え、「働く人たちへの礼節を尽くし、本気で人を誉める」ことを心がけてマネージャーとしての職務を遂行した。その結果、組織やその構成員が私の期待に応え、コンプライアンス本部はばんせい山丸証券の副社長賞の表彰を受けた。マネージャー冥利に尽きる瞬間である。

もうばんせい山丸証券で骨を埋めてもいいと思っていたその矢先、2010年2月頃、日本組織内弁護士協会のメーリングリストで、レコード会社が弁護士有資格者の法務部長を募集しているという情報を得た。音楽好きだった私は、音楽産業で働いてみたいという希望を持っていたためこれに応募したところ、首尾よく採用され、現在に至るまでエイベックスの法務部長として働いている。エンタテインメント企業が有する自由闊達なカルチャーを生かしつつも、法律問題で企業にヤケドをさせないよう日々腐心している。

5　多様な職域の経験〜広がる弁護士の活躍の場

弁護士になって18年目、渉外事務所から外務省、石油会社、証券会社、そしてエンタメ会社と業種を転々とし、法律事務所での弁護士、官公庁内弁護士、企業内弁護士、そして国際司法支援弁護士と4つの職域を制覇した。私が現在務めている中央大学の兼任講師も入れると5職域制覇である。このように、私が複数の業種・職域にわたって18年間執務をしてきたのは、ひとえに自分の関心ややりたいことを突き詰めていった結果であるといえる。

他方、自分の関心にまかせて相互に全く関連性のない業種にもかかわらず、私が法律家としてそれぞれの領域でプラクティスすることができたことを考えると、あらゆる業種・職域で弁護士の法的な知見が求められており、逆に法的知見をもっていればあらゆる業種・職域で弁護士として活躍することができることがわかる。そうすると弁護士というのは、我々弁護士が予想する以上に広い業種・職域をカバーする職業であり、弁護士の職域を開拓する余地は我々が想像する以上に残されていると考えられる。

従前、弁護士の職務というと、法律事務所を構えて、訴訟を中心とした法律業務に従事するというものだと理解されてきたと思う。しかし、法的知見があらゆる場で求められ、そしてあらゆる場に法の支配と人権擁護を普及させるための弁護士の職域拡大が焦眉の課題となった今日においては、弁護士資格は、より広い職務をカバーすべく、「法律を仕事とする人のパスポート」としての意義を持つようになったとすら考えている。これから弁護士は、そのパスポートを持って、法の支配と人権擁護の実現のために、裁判所だけでなく、企業に、官庁に、社会に、そして世界に、自由自在に切り込んでいくべきだと考えている。それがまさに「法曹人の新しいフィールド」の開拓である。